

税理士新聞

第三号

あなたの街の税理士です

税理士に限らず、とかく士業って堅苦しいイメージを持たれがちですよね。でも、今日のウケレレ演奏は全員が税理士だっただけです。私たちが名古屋税理士会には、明るく親しみやすい税理士、気軽に声をかけていただければ何でも相談できる税理士、皆様と同じ目線で親身になって相談にのる税理士がたくさんいます。特に名古屋東支部所属の会員は、今日の楽しいウケレレ演奏だけでなく、地域住民の一人としてそれぞれ多方面で活躍しています。

親しみある税理士を目指す

また、東区役所講堂や東スポーツセンターなどで確定申告の無料相談を行ったりしています。また、区民まつりにも毎年参加して名古屋税理士会名古屋東支部で運営するブースを開設しています。私たちの暮らしを支える大切な税金。事前の相談で不安を安心に変えましょう。身近な税理士にお声がけください。きっとあなたの暮らしのパートナーが見つかります。



税理士バッジ

支部長あいさつ



名古屋税理士会 東支部 支部長 寺澤 克佳

区民の皆様、区政100周年おめでとうございます。名古屋税理士会名古屋東支部

は、区民の皆様は税の知識を少しでも広め、身近に相談を受けられる機会を増やすことで、安心して納税をしていただくお手伝いをしています。今回この区民まつりに参加することは、税理士の活動を知らせていただき、納税に対する疑問や不安を相談・解決するきっかけになればいいと思います。どうぞお気軽に、お声をかけてください。よろしくお願いいたします。

東区制 百周年記念

100年前の税制は？

東区が平成20年4月に区制100周年を迎えたことを記念し、東区が創設された当時の明治時代中後期の税金について振り返ってみましょう。

100年前の税金は、江戸時代のお米などの現物や労務を提供する形から、現在のようにお金で納める形になっていました。現在の所得税である富裕税も導入されていますが、年間300円以上の所得がある個人で、かつ、家制度において家長とされた戸主のみに限って課税の対象とされたので、大部分の一般国民は課税の対象外でした。富裕税を納税することがいわばステータスとなっていたため、別名で「名譽税」と呼ばれていたほどです。そして、100年前はちょうど、法人に対

する所得の課税や相続税が始まったばかりでした。このように、明治時代中後期は、わが国の税制の確立期であり、現在の税金の原型が作られた時期といえます。

明治23年、日本初の衆議院総選挙が行われましたが、直接国税15円以上を納めた満25歳以上の男性だけが選挙権を許されました。その有権者数は日本国民の1.1%程度と、今では考えられないほど少数でした。

しかし、現在では「公平・中立・簡素」という租税三原則に基づいて税制が見直され、大多数の国民が税金を納めるようになりました。こうして、税金はこの100年で私たち国民にとって身近なものになりましたが、今後いっそう国民が公平感を持って納税し得るようなバランスの取れた税体系を築く必要があるでしょう。

100年前の社会情勢と税制の歴史

1887(明治20)年	富裕税(所得税)の創設
1890(明治23)年	第1回衆議院議員選挙
1894(明治27)年	日清戦争
1899(明治32)年	法人に対する課税の創設
1904(明治37)年	日露戦争
1905(明治38)年	相続税の創設
1908(明治41)年	名古屋市東区誕生
1914(大正3)年	第一次世界大戦

無料税務相談会開催のお知らせ

東区民の皆様、みなさんは、毎年納める税金のことどれくらいご存知ですか？
また、どんなものに税金がかかるかご存じですか？
知って損はない税金あれこれを税理士がいていねいにお答えいたします。
お買い物のついでには是非一度、無料税務相談会を体験してみたいいかがですか？

—無料税務相談会—

日時 平成20年11月 1日(土) 2日(日)
時間 各日午前10時から午後 4時
場所 ユニバ 大曾根店 3階
相談員 名古屋税理士会 名古屋東支部所属の税理士



—主催—
名古屋税理士会 名古屋東支部

